

## 不安をあおって契約させる 給湯器の点検商法にご注意ください。

巧みな勧誘トークで消費者に近づき、点検後に不安をあおって契約させるトラブルが、70歳以上の高齢者を中心に急増しています。

### ■相談事例

数日前、訪問してきた業者から「給湯器の無料点検に回っている」と言われたので話を聞いてしまった。業者は道路から給湯器を見た様で「すぐに交換しなければ危ない」と言ってきた。最近交換したばかりなので不審に思ったが、もし不具合がありお風呂にも入れなくなったら大変だと思い、承諾してしまった。費用は約50万円だという。高額で不審なのでこの契約をやめたい。

### ■こんな勧誘トークに注意

【親切】「給湯器の無料点検です！」…無料ならと思わせようとしています。

【不安】「このままでは壊れるので危ない。」…不安をあおってその場で契約させようとしています。

【お得】「今なら割引します。」…本当に交換が必要か考える時間を奪い、焦って高額な契約をさせようとしています。

### ■消費者へのアドバイス

- ・給湯器の点検については、点検時期が近づいたタイミングで、各メーカーから製品の所有登録者に対し、有償の法定点検通知が送付されることが一般的です。(給湯器は長期間の使用により重大な事故が起こる可能性もあるため、購入後10年を目安に製品の点検を行うことが推奨されています。)
- ・電話や訪問で無料点検を持ちかける業者には、安易に点検させないようにしましょう。
- ・点検を断りたいときは、ドアを開けずインターホン越しに断りましょう。
- ・点検後に製品の購入を勧められてもその場ですぐに契約しないで、本当に交換が必要なのか、契約先のガス事業者やメーカー等に相談しましょう。
- ・交換する場合にも、複数社から見積もりを取り比較検討することが大切です。
- ・契約してしまっても、クーリング・オフができる場合があります

分からないことがあれば、消費生活センターへ相談してください。

千代田区消費生活センター

TEL:03-5211-4314(相談専用)

月曜日～金曜日 9:00～16:30

(土日祝、年末年始除く)

